

きさいち植物園ファンクラブ会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、きさいち植物園ファンクラブと称し、事務所を〒576-0033 交野市私市7-19-14に置く。なお通常貯金口座、振替口座の住所は会計担当者宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、以下を目的とする。

(1) 大阪市立大学理学部附属植物園（以下きさいち植物園）の緑とそこに育まれる多様な生物からなる自然を宝と考え、これを守り後世に残す。

(2) きさいち植物園の魅力を伝え、きさいち植物園を活用して自然と親しみ、楽しみ、学び、会員相互の親睦をはかる。

(3) 植物の研究・教育・啓発・癒しの場としての植物園の一層の発展を市民の立場から支援する。

(事業)

第3条 本会は次の事業を行なう。

(1) 植物園の魅力を伝え、入園者を増やすとりくみ。
(2) 自然と親しみ、楽しみ、会員が相互に親睦を深めるための行事。

(3) 自然を深く学び、理解を深める活動。

(4) 会報“森からのたより”の発行。

(5) 植物園における研究・社会教育・地域貢献・啓発事業を支援し、その成果を普及するための事業。

(6) 本会の普及・発展のために必要な事業。

(7) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(会員)

第4条 本会の趣旨に賛同する個人及び団体は会員となることができる。会員の種類は次のとおりとする。

(1) 一般会員 年額 1,000 円の会費を納める個人とその家族。ただし、10月以降に人会する場合は当年度の会費を 500 円とすることができる。

(2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、支援する団体または個人で、年額1口（1万円）以上の賛助会費を納めるもの。

2. 一般会員・賛助会員が会費を滞納したときは、退会したものと認める。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

代表1名 事務局が推薦し、総会において選出する。

副代表2名 事務局が推薦し、総会において選出する。

会計2名 事務局が推薦し、総会において選出する。

会計監査1名 総会において選出する。

事務局 会員からの自薦・他薦により構成される。

(会合)

第6条 本会は次の会合を開く。

総会 代表が年1回招集し、事業報告、会計報告、役員選出を行なう。

事務局会議 適宜これを開催し、会の運営にあたる。

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を受ける。

(1) 本会が主催する行事の通知を優先的に受ける。

(2) 植物園が主催する行事の通知を適宜受ける。

(3) 会報「森のたより」を購読できる（購読料は会費に含まれる）。

(4) 本会が主催する行事に、一般会員は家族同伴で参加することができる。

(5) 本会の運営に意見や希望を述べる事が出来る。

(会計)

第8条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

2. 会計年度は、4月に始まり翌年3月に終わる。

(規約の改廃)

第9条 本規約は、総会において改廃することができる。

(付則) この規約は2007年10月14日から施行する。